

平成27年8月に

## 介護保険制度が改正されます

【問合わせ】 高齢介護課 ☎84-0649

利用者負担割合の見直し

一定以上所得のある65歳以上の方は、介護サービスを利用したときの負担割合が1割から2割になります。

## 2割負担になる方

本人の合計所得金額が160万円以上の方

※年金収入とその他の合計所得金額が単身で280万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担のままになります。

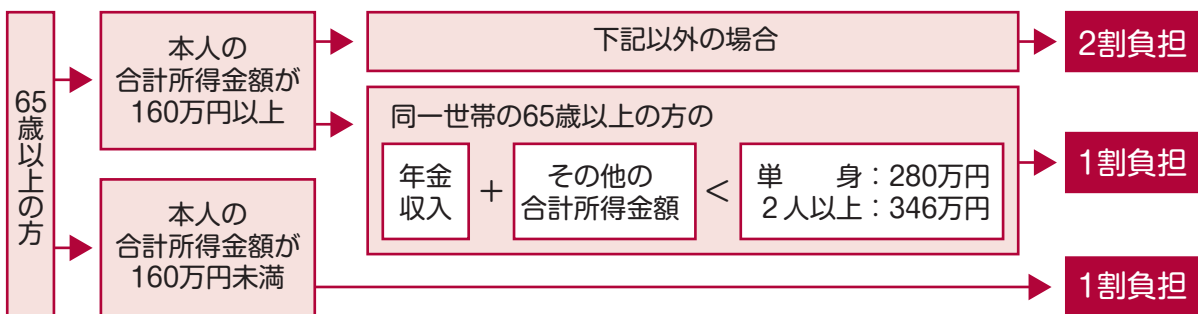
## 負担割合証を発行します

要介護・要支援の認定を受けた方全員に、負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を7月頃に郵送します。介護サービスを利用する時に必要となります。

特別養護老人ホームの  
居住費負担の見直し

特別養護老人ホームの多床室について、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の居住費を負担することになります。ただし、負担限度額認定第1～3段階の方は、負担限度額による金額となります。

## ■一定以上の所得がある方の利用者負担割合が変わります



負担限度額の認定要件の見直し

介護保険施設及び短期入所施設における食費・居住費などの負担限度額の認定要件が次のとおり変更されます。

## 平成27年7月までの認定要件

## ●住民税非課税世帯

## 平成27年8月からの認定要件

## ●住民税非課税世帯

（別世帯に配偶者がいる場合は、その方も住民税非課税）

## ●預貯金等が一定額以下

（単身で1,000万円、夫婦で2,000万円）

## 【預貯金等の範囲】

- ・預貯金（普通・定期）
- ・有価証券（株式・国債・社債など）
- ・投資信託
- ・タンス預金（現金）など

※負債は、預貯金等の額から差し引きます。

※年次更新については、次ページをご覧ください。

介護サービスを利用して、1か月の利用者負担額の合計が一定金額を超えた場合に支給される「高額介護（予防）サービス費」の利用者負担段階区分に「現役並み所得相当の方」（同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる方）が新設されます。ただし、この区分に該当する方でも、一定の収入金額未満（世帯内の65歳以上の方の収入の合計が単身で383万円未満、2人以上で520万円未満）であれば申請により「一般」の区分を適用できます。

| 対象者                        | 自己負担限度額       |
|----------------------------|---------------|
| 【新設】現役並み所得相当の方             | 世帯 44,400円    |
| 一般（住民税課税世帯）                | 世帯 37,200円    |
| 住民税非課税世帯                   | 世帯 24,600円    |
| 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 個人 15,000円    |
| 住民税非課税世帯の老齢福祉年金の受給者        | 個人 15,000円    |
| 生活保護受給者                    | 個人・世帯 15,000円 |

※詳しくは次ページをご覧ください。